

第1章 画像を含む意匠

1. 概要

意匠法においては、従来、物品のみを保護の対象としていたが、令和元年の意匠法改正により、新たに画像を意匠と認め、物品から離れた画像それ自体も保護の対象とした。

当該意匠法の改正以前は、平成18年の意匠法改正で、物品の操作の用に供される画像を物品の部分の意匠として保護の対象とするなど、伝統的に物品の部分としての画像を含む意匠として保護してきた。

したがって、令和元年の意匠法改正以降、意匠登録出願人が画像を含む意匠について意匠登録を受ける方法には、大きく以下の2通りがある。

(1) 画像意匠（物品から離れた画像自体）として保護を受ける方法

（以下、このような意匠を「**画像意匠**」という。）

(2) 物品又は建築物の部分としての画像を含む意匠として保護を受ける方法

（以下、このような意匠を「**物品等の部分に画像を含む意匠**」という。）

（以下、上記（1）及び（2）をまとめて、「**画像を含む意匠**」という。なお、本章においては、上記（1）及び（2）の記載が混在することから、読みやすさ等の観点から、それぞれを網掛け又は枠囲いで示している。）

上記（1）は、画像が表示される対象を問わないものであり、上記（2）については、物品又は建築物と一体的に創作された画像を保護するものである。

この章では、上記（1）及び（2）の画像それぞれについて、一般的な審査基準に加え、画像を含む意匠の審査をする上で考慮すべき事項についてまとめている。

2. 画像を含む意匠の審査における基本的な考え方

審査官は、画像を含む意匠を審査する際、基本的には、第Ⅱ部ないし第Ⅲ部に記載された各登録要件の審査基準に従い審査を行う。

一方、画像を含む意匠の審査の際には、**画像意匠**や、**物品等の部分に画像を含む意匠**それぞれに留意しなければならないことも多い。

このため、本章では、画像を含む意匠の審査に関する基礎的な事項の他、画像を含む意匠の審査の際にのみ適用すべき事項を中心に記載している。

本章に記載されていないその他の事項については、一般的な意匠に関して記載された審査基準の各該当箇所を参照されたい。

審査官は、画像を含む意匠の審査において、まず、意匠登録を受けようとする意匠について、**画像意匠**であるか、**物品等の部分に画像を含む意匠**であるかを認定する。

これは、これらのいずれであるかによって、意匠法上の意匠に該当するための要件等が異なっているためである。

3. 意匠法の保護の対象となる画像

3.1 画像意匠

画像意匠とは、その画像を表示する物品や建築物を特定することなく、画像それ自体を意匠法による保護の客体とする意匠のことをいう。

意匠法が、意匠権という強力な独占権を付与することを誘因として開発投資を促進する以上、全ての画像を意匠法上の意匠とすることは適切ではないことから、意匠法第2条は、意匠法による保護の対象となる画像を、機器の操作の用に供されるもの又は機器がその機能を発揮した結果として表示されるものに限ると定義している。

よって、審査官は、当該規定の趣旨に従い、以下の（１）又は（２）の少なくともいずれか一方に該当する画像に限り、意匠法上の意匠と判断する。

（１）機器の操作の用に供される画像（以下、「操作画像」という。）

（２）機器がその機能を発揮した結果として表示される画像（以下、「表示画像」という。）

<操作画像に該当する画像の例>



「商品購入用画像」
(ウェブサイトの画像)

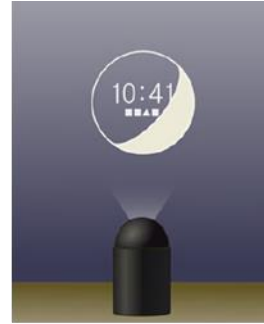


「アイコン用画像」
(クリックするとソフトウェアが立ち上がる操作ボタン)

＜表示画像に該当する画像の例＞



「医療用測定結果表示画像」



「時刻表示画像」（壁に投影された画像）

審査官は、上記（１）及び（２）のいずれにも該当しない画像、例えば、映画やゲーム等のコンテンツについては、意匠法上の意匠と判断しない。

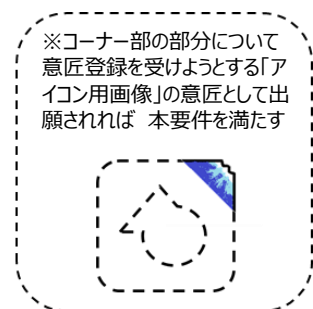
また、**画像意匠**として出願されたものが、意匠法上の**画像意匠**を構成するためには、一の意匠として創作のまとまりがあり、かつ、「操作画像」又は「表示画像」に該当するものでなければならぬ。

よって、審査官は、例えば以下の例のように、アイコンの一部のみを意匠登録出願の対象とした場合（アイコンとして出願され、その一部の部分について意匠登録を受けようとするものの場合を除く。）のように、出願されたものが、「操作画像」にも、「表示画像」にも該当しない場合は、意匠法上の意匠に該当しないと判断する。

＜意匠法上の画像意匠を構成しないものの例＞



【意匠に係る物品】アイコンのコーナー用画像
【意匠に係る物品の説明】この意匠はアイコンの右肩のコーナー部の画像であり、富士山を模したものである。



5.3 画像を含む意匠に関する一意匠一出願の例外

意匠法では、意匠ごとに出願することが原則であるが、5.1 ないし 5.2 に基づき判断しても意匠ごとにした出願とは認められない場合であっても、（１）組物の意匠（第Ⅳ部第３章「組物の意匠」参照）又は（２）内装の意匠（第Ⅳ部第４章「内装の意匠」参照）の要件を満たす場合は、組物の意匠又は内装の意匠として一の意匠と認められる。

6. 画像を含む意匠の登録要件

画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが意匠登録を受けるためには、意匠法に定められた登録されるための全ての要件を満たさなければならない。基本的には一般的な登録要件の審査と同様に行うが（第Ⅱ部及び第Ⅲ部参照）、以下、意匠法上の主な登録要件において、画像を含む意匠の出願について特に留意すべき点について示す。

- （１）工業上利用することができる意匠であること
- （２）新規性を有すること
- （３）創作非容易性を有すること（容易に創作をすることができたものでないこと）
- （４）先願意匠の一部と同一又は類似の後願意匠ではないこと

6.1 工業上利用することができる意匠であること

審査官が、画像を含む意匠として意匠登録出願されたものが工業上利用することができる意匠であるかどうかを判断する場合に留意すべき点について、以下、**画像意匠**、**物品等の部分に画像を含む意匠**それぞれについて示す。

6.1.1 工業上利用することができる**画像意匠**であること

画像意匠が工業上利用することができるものであると認められるためには、以下を満たさなければならない。

- （１）意匠法上の**画像意匠**と認められるものであること（→6.1.1.1 参照）
- （２）意匠が具体的なものであること（→6.1.1.2 参照）
- （３）工業上利用することができるものであること（→6.1.1.3 参照）

6.1.1.1 意匠法上の画像意匠と認められるものであること

意匠法上、**画像意匠**は物品又は建築物から離れた画像自体として保護される。すなわち、願書の記載及び願書に添付した図面等に基づいて総合的に判断したときに、物品若しくは建築物又はそれらの部分と認められるものは**画像意匠**とは認められない。

画像は立体的なものを含み得るが、物品又は建築物から離れた物理的な形状を有さないものである。物理的な形状等を前提とする、見本又はひな形で提出された場合や、物理的な材質について説明が記載されている場合は、工業上利用することができる**画像意匠**とは認められない。この場合審査官は、その内容に応じて、**物品等の部分に画像を含む意匠**として工業上利用することができるものか否かの判断を行う。

なお、**画像意匠**は物品又は建築物から離れたものである。意匠登録出願上どのような表示方法であるかを特定する必要はなく、願書に添付した図面においては、画像として視覚を通じ美感を起こさせるものそれ自体を表す。表示機器とともに画像が示されている場合は、物品の部分としての画像を含む意匠（3.2.1 参照）として審査を進める。

意匠法においては、全ての画像を保護するのではなく、その保護対象を「操作画像」又は「表示画像」に限っている。**画像意匠**は少なくともこのいずれかに該当する必要がある。「操作画像」と「表示画像」のいずれにも該当する画像についても、この要件を満たすものと判断する。これらのいずれにも該当しない画像は、意匠法にいう意匠に該当しない。

「操作画像」とは、対象の機器が機能にしたがって働く状態にするための指示を与える画像であり、特段の事情がない限り、画像の中に何らかの機器の操作に使用される図形等が選択又は指定可能に表示されるものをいう。**画像意匠**は物品から離れたものである。ここでいう機器が特定されている必要はなく、操作対象となる用途や機能（例えば、写真撮影用画像）が特定されている場合でも本要件を満たしているものと認められる。

「表示画像」とは、何らかの機器の機能と関わりのある表示画像であり、画像の中に機器の何らかの機能と関わりのある表示を含むものをいう。

6.1.1.2 意匠が具体的なものであること

意匠として保護されるのは、願書の記載及び願書に添付した図面等を通じて把握される無体の財産としての美的創作である。願書の記載及び願書に添付した図面等から、出願された意匠の内容が、具体的に導き出すことができればよく、願書に添付した図面等において、意匠の創作の内容を特定する上で必要なものが含まれていれば十分である。

出願された**画像意匠**が具体的なものと認められるためには、**画像意匠**の属する分野における通常の知識に基づいて、出願当初の願書の記載及び願書に添付した図面等から、①**画像意匠**

コンテンツ表示部に表示されている内容は意匠を構成しないものと取り扱い、類否判断や創作非容易性の判断においては考慮しない。

他方、コンテンツ表示部か否かが不明な場合は、原則意匠を構成する模様と扱い、意匠が具体的に認定できない場合は意匠が具体的にないと判断する。

（注）スマートフォンのカメラ機能等を使って撮像した対象物等もこれに準じるものとして扱う。

6.2 新規性を有すること

審査官は、新規性要件について規定する意匠法第3条第1項各号の規定の適用については、出願された画像を含む意匠が公知意匠のいずれかと同一であるか否か、又は公知意匠に類似する意匠に該当するか否かを判断（以下、この判断を「類否判断」という。）することにより行う。

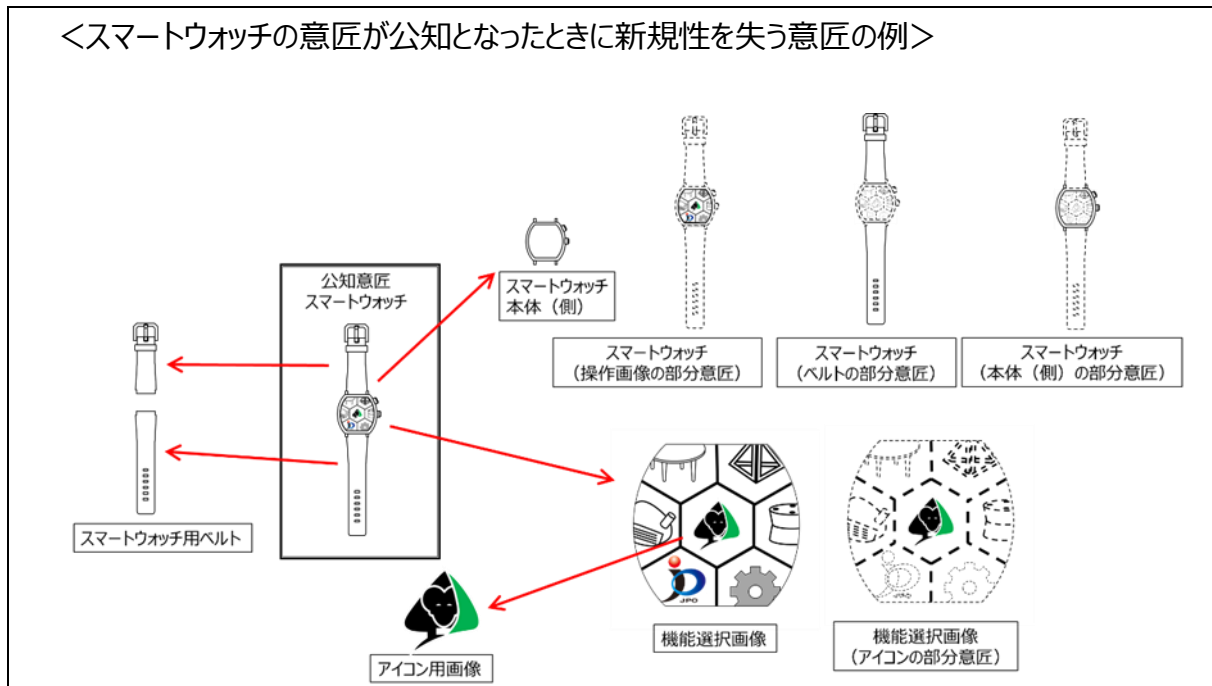
新規性要件に関する一般的な判断基準については、第Ⅲ部第2章第1節「新規性」を参照されたい。加えて、画像を含む意匠について類否判断を行う場合に、審査官が、特に留意すべき点を以下に記載する。

6.2.1 公知資料に掲載された物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合の扱い

新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする意匠には、意匠法第3条第1項第1号及び第2号に規定される、公然知られた意匠、頒布された刊行物に記載された意匠及び電気通信回線を通じて公衆に利用可能となった意匠が挙げられるが、これらの意匠において、物品又は建築物の表示部等に画像が表されている場合、当該物品等の部分に画像を含む意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱うのに加え、当該表示部に表された画像を画像意匠として新規性及び創作非容易性の判断の基礎とする資料として取り扱う。

さらに、新規性の判断をする場合は、物品等の中で分離して識別可能な部品等がある場合は、当該部品についても公知意匠となったものとして扱い（一部が物品又は建築物の内部に隠れている場合は外部に表れた部分のみを公知意匠として扱う）、各部分についても、物品等の中で示された位置、大きさ、範囲となる物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠としてそれぞれ公知意匠となったものとして扱う。

例えば、以下のように、実際に公開されている公知意匠が操作画像の表示されたスマートウォッチである場合、公知意匠となり新規性を喪失する意匠には、スマートウォッチの意匠だけではなく、部品として認識可能なスマートウォッチ用ベルト、スマートウォッチ本体のような部品の意匠や、操作画像の意匠、操作画像の中で認識可能なアイコン用画像の意匠、さらに、スマートウォッチや操作画像の部分について意匠登録を受けようとする意匠として考えられるものも含まれる。



6.2.2 画像を含む意匠の類否判断手法

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行うにあたり、画像意匠、物品等の部分に画像を含む意匠のいずれの場合においても、対比する両意匠が以下の（１）ないし（３）の全ての要件に該当する場合に、両意匠は類似すると判断する。

- （１）両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること
- （２）両意匠の画像の用途及び機能が同一又は類似であること
- （３）両意匠の形状等が同一又は類似であること

6.2.2.1 両意匠の意匠全体の用途及び機能が同一又は類似であること

審査官は、画像を含む意匠の類否判断を行う際、まず、「意匠に係る物品」の欄に記載された物品、画像の用途又は建築物の用途を踏まえつつ、当該物品、建築物又は画像の使用の目的、使用の状態等に基づいて、両意匠の意匠に係る物品等の用途及び機能を認定する。物品等の部分に画像を含む意匠の場合は、意匠に係る物品又は建築物の用途及び機能の類否に加え、当該画像の用途及び機能についても認定する。

審査官は、上記の認定に基づいて、両意匠の用途及び機能の類否を判断する。その際、意匠の類似は、対比する意匠同士の意匠に係る物品等の用途及び機能が同一又は類似であることを前提とするが、それらの詳細な用途及び機能を比較した上でその類否を決する必要はないこと